

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 都市計画部住環境課管理担当
 問合せ先 03 - 5803 - 1374

3年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	マンション劣化診断調査費助成金							
根拠規定等	文京区マンション劣化診断調査費助成要綱							
創設年月	平成	30	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	3年	終了予定年月
見直し年月	令和	2	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	2年	
見直しの内容	助成の要件に管理組合が適正に運営されていることを追加。公的住宅併設のマンションの助成について追加。							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号		
	7都市整備費	1都市整備費	4住宅対策費	5マンション管理適正化支援事業	1マンション管理適正化支援事業	190		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	区内の住環境及び地域環境の向上に資することを目的とする。						
補助事業等の内容	分譲マンションの管理組合等に対して、マンションの適正な維持管理に要する費用の一部を助成する。						
補助対象経費の内容	マンションの劣化診断調査に要する費用						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 分譲マンションの管理組合または賃貸マンションを所有する個人						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 1/2(上限あり) } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 50万円を上限とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	ホームページ、区報、ポスター、ちらしにより広く周知を図り、申請を受け付けている。						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区 11/40	国 9/40	都 -	補助対象者 20/40
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	6	6	7	10
決算(予算)額	1,962	1,862	2,070	3,140
国庫支出金	581	392	312	1,413
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,381	1,470	1,758	1,727
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	劣化診断調査費を助成することで、マンション管理適正化の推進が図られ、区内の住環境及び地域環境を向上させる効果がある。
課題	申請者が、一定のマンション管理会社に管理委託をしているマンションに偏っている。
今後の方向性	ホームページ、区報、ちらし、ポスター等を活用して、事業をより広く周知し、より多くのマンションの住環境の向上に寄与する。